

青森県報

第四千十六号

平成二十七年
七月三日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…………… (保健衛生課) …… 一

告 示

生活保護法による介護機関の指定…………… (健康福祉課) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 二

生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 四

家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 四

保安林の指定解除予定…………… (林政課) …… 五

道路の指定…………… (建築住宅課) …… 五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (情報課) …… 五

県営土地改良事業計画変更の決定…………… (農村整備課) …… 六

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札…………… (学校施設課) …… 六

規 則

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式の表中「写真貼付」を「写真貼付」に、「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に改め、同様式の注の1中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	八戸市湊高台五丁目二二	主たる事務所の所在地	大里脳神経リハビリテーションセンター
居宅介護の種類	通所リハビリテーション	居宅介護の種類	大里脳神経リハビリテーション
名 称	居宅介護事業所	名 称	居宅介護事業所
所在地	八戸市新井田西三丁目一五	所在地	大里脳神経リハビリテーションセンター
指定期間	平成二七・三一年	指定期間	平成二七・四七年

青森県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所
主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂一三	所在地	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂一三
居宅介護の種類	介護予防	指定期間	平成二七・四七年

大里 孝夫	八戸市湊高台五丁目二二	介護予防通所リハビリテーション	大里脳神経リハビリテーションセンター	八戸市新井田西三丁目一五	平成二七・三一年
-------	-------------	-----------------	--------------------	--------------	----------

青森県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所
主たる事務所の所在地	南津軽郡田舎館村大字川部字上二西田一三〇の一	所在地	南津軽郡田舎館村大字川部字上二西田一三〇の一
指定期間	平成二七・三一年	指定期間	平成二七・三一年

青森県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三村 申 吾

区分	居宅介護事業者	名称	居宅介護事業所
主たる事務所の所在地	津軽三育介護サービス株式会社	所在地	南津軽郡田舎館村大字川部字上二西田一三〇の一
居宅介護の種類	居宅介護	変更日	平成二七・三一年

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 あつら	株式会社 科北斗 斗医理社	株式会社 科北斗 斗医理社	株式会社 科北斗 斗医理社
青森市幸畑 五八の三 一〇	青森市幸畑 五八の三 一〇	青森市幸畑 五八の三 一〇	青森市幸畑 五八の三 一〇
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護 ゆみ シヨ ンあ	訪問看護 ゆみ シヨ ンあ	訪問看護 ゆみ シヨ ンあ	訪問看護 ゆみ シヨ ンあ
むつ市松原 町二の二	むつ市松原 町二の二	むつ市松原 町二の二	むつ市松原 町二の二
二七・二一	二七・二一	二七・二一	二七・二一

青森県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 科北斗 斗医理社	株式会社 科北斗 斗医理社	介護予防事業所
弘前市大字 城東中央三 丁目三の三	弘前市大字 城東中央三 丁目三の三	介護予防事業所
訪問看護	訪問看護	介護予防事業所
訪問看護 ゆみ シヨ ンあ	訪問看護 ゆみ シヨ ンあ	介護予防事業所
むつ市松原 町二の二	むつ市松原 町二の二	介護予防事業所
二七・二一	二七・二一	介護予防事業所

変更後	変更前
株式会社 あつら	株式会社 あつら
青森市幸畑 五八の三 一〇	青森市幸畑 五八の三 一〇
訪問看護	訪問看護
訪問看護 ゆみ シヨ ンあ	訪問看護 ゆみ シヨ ンあ
むつ市松原 町二の二	むつ市松原 町二の二
二七・二一	二七・二一

青森県告示第四百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

大里 孝夫	居宅介護事業者	居宅介護事業者	指定年月日
八戸市湊高台 五丁目二一 一〇	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	平成 二七・三 一
通所リハ ビリテー ション	大里脳神経 リハビリ センター ニツク	八戸市新井田 西三丁目一 五	

青森県告示第四百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

ヨ一ネ病
牛
患畜
一
上北郡東北町
平成 二七・六七

青森県告示第四百八十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
八戸市大字市川町字浜一の一〇
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

青森県告示第四百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び中南地域県民局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬三の一から南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木四〇の二まで
延 長	四四五・八〇メートル
幅 員	一・一〇〇メートルから三・六〇〇メートル
指 定 年 月 日	平成 二七・六七

南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那板縁一四の二から南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木一九の一まで
六四九・五〇メートル
一・五・二〇メートルから三・七・三〇メートル
"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県統合宛名システム構築等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
- 三 青森市長島一丁目一の一
契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年六月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
五千六百四十八万四千円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、六戸地区の県営土地改良事業（集落基盤整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年七月六日から同年八月三日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

教育委員会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年七月三日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）

七百三十キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

5 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年七月二十四日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話 〇一七 七三四 九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成二十七年八月十七日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁教育委員会室

平成二十七年八月十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%) ≤0.1)
730 kiloliter

2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2016

3 Delivery place:
Aomori-maru Hachinohe Port

4 Time limit for tender:
5:15 p. m. August 17, 2015

5 Contact point for the notice:
School Facility and Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭